



伊丹市手話言語条例

平成30年
(2018年)
4月1日より
施行

手話は言語です

ろう者にとって手話は命と同じくらい大切なものです。

伊丹市では手話への理解を深めるとともに、

手話を使いやすい環境を整えることで、全ての人たちがお互いに尊重しながら誰もが安心して暮らすことができる「住み続けたいまち」伊丹市を目指します。



手話を
学んでみよう!!

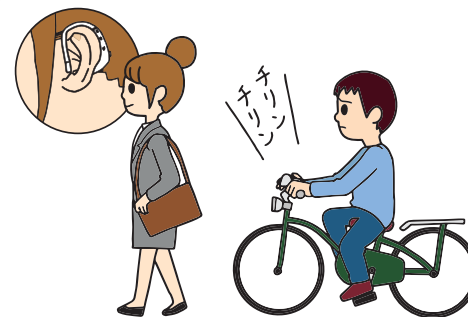
手話入門講座

手話を学ぶことで、ろう者や手話への理解を広げましょう!!
入門講座では、あいさつや指文字、自己紹介など簡単な会話を学びます。

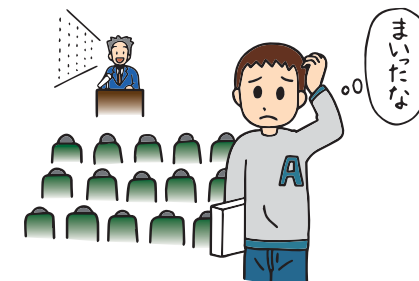
お問い合わせ 伊丹市障害福祉課 TEL 072-784-8032 FAX 072-784-8036 アイ愛センター（伊丹市立障害者福祉センター） TEL 072-772-0221 FAX 072-780-2897

聴覚に障がいを持つ人達は様々な場面で不便さを感じています。

聞こえる人達ができることは何だろう？



自転車のベル音が聞こえません。



手話通訳・要約筆記のない説明会に行っても内容がわかりません。



待合室での呼び出しが聞こえません。



レジで話しかけられても聞こえません。



緊急時の放送が聞こえません。



マスクをして話されるとわかりません。

市民手話講座講師派遣事業

職場・自治会・保育所・幼稚園・PTA・商店会など
手話を学びたいグループを対象にご要望に合わせて講師を派遣します。